

総務事業常任委員会会議録

令和4年6月17日

忠岡町議会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和4年6月17日（金）午前10時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	松井 匡仁
〃 副委員長	今奈良幸子
〃 委員	和田 善臣
〃 委員	北村 孝
〃 委員	二家本英生
〃 委員	河野 隆子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	秘書人事課長	中定 昭博
財政課長	岩佐 式人	危機管理課長	小倉由紀夫
住民部長	谷野 栄二	住民部次長兼生活環境課長	
税務課長	長谷川大志		新城 正俊
住民課長	大谷 貴利	産業まちづくり部長	村田 健次
産業振興課長	橋本 珍彦	建設課長	坂本 健三
下水道課長	安藤 俊紀	会計管理者兼会計課長	春日 正人
消 防 長	森下 孝之	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二
消防署長兼消防警防課長	下川 浩幸	消防総務課長	森田 憲久

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間 早百合

委員長（松井匡仁議員）

それでは、定刻となりました。おはようございます。

委員皆様にはご多忙のところお集まりくださいますので、ありがとうございます。

このたび、さきの第1回臨時会において委員皆様のご推挙を頂き、当常任委員会の委員長に私が、副委員長に今奈良幸子議員が就任することとなりました。つきましては、本委員会が委員会として機能を十分に果たせますよう、委員各位のご協力をお願い申し上げます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（松井匡仁議員）

なお、本日の出席委員は全員出席でございますので、本委員会は成立しております。

委員長（松井匡仁議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定により、1番・和田善臣委員をご指名いたします。よろしくお願ひいたします。

委員長（松井匡仁議員）

それでは、開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

皆さん、おはようございます。早朝よりご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

先日行われました本会議は、一般質問でいろいろありましたけれども、その旨をしっかりと胸に受け止めながら町政を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

そして、参議院選挙が、国会も閉会いたしまして、いよいよ7月10日が投票日ということが決定いたしました。新聞をちょっとちらっと読みますと、ある政治学者のほうです。ね、令和の政治とはどんなものになっていくんやというようなことで、何や難しいことを論じてましたけれども、本気で論議をする論争の時代に入っていくんじゃないかというようなことを唱えてますけれども、そしたら今まで本気で議論して、本気で論争してなかったんかとかいうようなことも疑問に私は思うわけでございますけれども、今、与党である

自民党に対しての中身がないのと違うんかとか、いろいろなことも言われています。

今回、こども庁の設置の問題でもそうです。ちょっと2つの省庁にまたがってというようなことで、中身はどないなってるやというところが、まだ不透明やなあというようなこともあって、その中のことでいろいろこれからしっかりと与野党とも論争しないと駄目な時代ですよ、これから変わっていかなあかんよねというようなことで、その学者は唱えてるんだと思いますけれども、我々行政といたしましても、その辺もしっかりと受け止めながら、忠岡町の安心・安全のために頑張ってもらいたいと思いますので、どうぞよろしくご協力をお願いいたしまして、開会に際しましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にご苦労さんでございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

それでは、6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

では、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページを言ってから説明をお願いいたします。

なお、発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私が名前をお呼びしてから発言いただきますようよろしくお願いいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますようお願いいたします。

委員長（松井 匡仁議員）

案件第1 令和4年第2回忠岡町議会定例会付託案件についてを、議題といたします。

委員長（松井 匡仁議員）

議案第28号 物品購入契約締結について（CD-1型消防ポンプ自動車整備事業）を、担当課より説明を求めます。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

議案書の9ページをお願いいたします。議案第28号、物品購入契約締結について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、CD-1型消防ポンプ自動車を購入するに当たり、制限つき一般競争入札を行った結果、本議案書のとおり物品購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、お手元にお配りしております議案第28号、消防署資料をご覧ください。

消防団に配備されている消防ポンプ自動車は、管内における火災を初めとする各種災害に対して地域防災を担う車両として運用されてきましたが、運用開始から21年以上が経過し、経年劣化が見られる状況となっています。複雑多様化する災害への対応が求められている状況において、さらなる消防力の充実を図り、円滑な消防団活動をもって住民の安全を守るため、更新・整備するものでございます。

契約内容につきましては、契約金額は2,552万円。契約の相手方は、兵庫県三田市テクノパーク2番地の3、株式会社モリタ関西支店、支店長、土居典生でございます。

機装内容といたしましては、安全機能付きポンプ操作盤が搭載され、上限圧力設定機能、加速制限機能により、団員を万が一の事故から守ります。また、ポンプ室上部の左右にシャッター付きボックスを装備。火災現場に必要な各種機材などを収納することができます。

続きまして、裏面には根拠法令及び車両の外観イメージを掲載しております。また、車両の整備に当たり、消防団の機能強化を図るための事業には、国の財政措置である緊急防災減災事業債を活用するものでございます。

なお、納車予定は12月頃を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

先般の本会議の中でも質問があったので、ちょっとダブるところもありますが、総務委員会ということでちょっと質問させていただきます。

今回のこの契約締結についてですが、議案であります。契約方法は制限つき一般競争入札というところで、まずお聞きするのが、なぜ制限つきにしたのかということと、どういった制限があるのか、それをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今回の案件につきまして、なぜ制限つき一般競争入札を行ったのかということですが、これもご答弁としては重複、さきの本会議の中でもご答弁させていただいたかと思えます。今回の案件、制限つき入札を行ったということですが、まずは地方自治法施行令において、入札においては制限つき入札が行えるという規定がございます。その規定に基づき、本町においては制限つき入札における実施要綱を定めてございます。その規定により、本案件については制限つき一般競争入札を行ったということですが、

また、さきにもご質問いただいたんですけども、必要性ですね、一般競争入札をなぜ行わないかという部分についてもお聞きはしておりますけども、必要があるときについては、町長は別に随時に資格の審査等を行い、名簿の追加を行う規定があるということから、別の案件があったとしたら、本件の発注案件の取扱い等が登録業者にない場合におきましては、一般競争入札を行う必要があるものと考えてございます。しかし、今回、登録業者の中でこの仕様に対応できる業者が29社、全社があったということですが、競争性も十分働くということを考えましたので、本案件については制限つきの一般競争入札を行ったというものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

地方自治法とかでできるということは分かるんですけど、この制限つきの中身ですね、そういったところは本町が決めるということで、こういった制限つきなのかというご答弁がなかったというふうに思うんですが。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

まず、どのような制限をかけたということですが、まずは大前提として、本町に登録している業者ということの範囲の中で行ったという部分と、登録区分が本案件の仕様が可能であるであろうという自動車等の特殊車両、または消防防災用品の消防車機装に登録している業者ということの条件を付したということですが、

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

登録区分で、特殊ですものね、特殊車両ということで、そういったところで中身を制限つきであるというご説明であったかというふうに思います。その中で、29社が当てはまったところですが、結局は1社辞退されたということで、7社で入札を行ったということなんですけど、29社もあったんだけど、1社辞退ということで7社しか手を挙げなかったと、そこら辺の分析といいますか、理由というのはどうお考えなんですか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

こちらで入札を依頼しました29社のうち、8社が最初入札を希望されたのですが、こちらに登録してある名簿の中でも特殊車両という区分において、消防車を艤装しているか、していないかで入札に参加するかしらないかが決まったと考えております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、29者あるけれども、8者以外はその特殊車両、消防車のところは当てはまらなかったという理解でよろしいんですか。

消防本部（森下孝之消防長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森下消防長。

消防本部（森下孝之消防長）

今のご質問なんですけども、今回、全てで29社、そのうち全ての業者が消防車両、この消防車両といいますのは、特注みたいな感じで本町が示した仕様書にのっとり車をつくれるかどうかという形になりますので、その29社全社がつくれるかつかれないかというのは、こちらではちょっと把握はしておりませんので、それはその登録されている業者が判断していただいて、入札に参加していただいたというふうに認識しております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

本会議の中でも、29社あったので競争原理は働くというふうにお考えであったというふうなお答えがあったと思うんですけど、しかし、結局、蓋を開けたら7社しか申し込んでこなかったと。そこで、29社という数ですね。それがほんとに競争原理が働いているのかというところは、ちょっと私のはっきりは言えませんが、ほんとにそうなのかというところで、やっぱり登録業者、この制限つきですから登録業者ですわね。でなくて、やはり一般競争入札、そういうことをすることによって、もうちょっと事業者も申し込んできたんじゃないかなと。そこで競争原理がもうちょっと広がると。やっぱり良いものを少しでも、安けりゃええというものじゃないので、もちろんお分かりですけど、やっぱり良いものを安く入札するということは職員さんのお仕事だというふうに思うんです。もちろんこれは住民の税金で買うわけなんで。

そののと、これまで入札制度の改善というところで、改善はしてこられているところです。現場説明会ですね、それもみんな業者が一遍に顔を合わすということで、まずいということで、それもなくなってますし、第三者委員会の設置とか、あと指名競争入札のグループ分けでしたかね。前もご説明ありましたけれども、そんなところのいろいろと改善はされてきたところですけども、やはり制限つきということじゃなくて、一般競争入札、それもぜひね、今後検討する課題だというふうに思います。それについてはいかがでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほどちょっとご指摘いただきました今回、全者29社という数に対して競争原理が働くのかどうかという部分については、重複しますけども、十分働くであろうという認識でございます。

また、一般競争入札、制限つきではなくてね、一般競争入札を行うことによって数がもっと増える可能性は、恐らくそこはあったとは思いますが、しかしながら、こちらも答弁、重複する部分でございますけども、本町にこういった特殊車両等の区分に登録している業者が29社ということでございますので、十分本町については競争原理が働くものであると認識をしたということでございますので、制限つきの一般競争入札を行ったということでございます。

今後につきましては、案件、ケースバイケースによるかとは思いますが、登録業者の中で、発注案件に対しての、その仕様が出来る業者が登録業者にない場合におきましては、特殊な案件を含めて、今後必要に応じた形で一般競争入札もする必要があるものと考えてございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

やはり一般競争入札にすると、たくさん業者が来るので、原課としてはすごく大変になるというふうに思うんですね。特にこの数年間は、コロナの対応でいろいろなお仕事も増えましたし、いつもおっしゃってますけど、選挙なんかあったら特に南次長のところは大変忙しいところだというふうに認識しています。なので、やっぱり大きい市なんかやったら、入札だけの課があるというふうにも聞いておりますので、やっぱり人員を増やすと、そういったことも必要だというふうに思います。はい、分かりました。それはお願いしたいというふうに思います。

終わります。

委員長（松井匡仁議員）

答弁はよろしいですか。

委員（河野隆子議員）

答弁していただけますか、その人員を増やすことについて。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

機構改革しまして、事務の分担とかも、総務の事務ですね、軽減する形で企画人権課のほうに事務を一部移動させたという経緯もございます。人員の配置については、財政状況もございますので、事務の見直し等も含めまして考えていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、今、河野委員に関連してですけど、業者が多かったら多いほど競争原理が働いて、少しでも安価で買えるんじゃないかというところですけども、この程度というか、このぐらいのクラスになると、大体2,500万というのはどうなの。よそも当然扱ってるわけですから、どうなんですかね。艤装によっていろいろ値段も変わってくるでしょうけど。

消防本部（森下孝之消防長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

森下消防長。

消防本部（森下孝之消防長）

この契約金額の2,500万円という金額なんですけども、これは消防が発注する消防自動車によってばらつきがかなりあります。そのばらつきがある内容なんですけども、本町が示した仕様書に基づいてこの金額という形になっておりますので、他市の例でいいますと、同じCD-1型でも4,000万円台という形で契約した事例もございますので、一概にこの金額というのは他市ばらばらという形で、これがうちの仕様書にとってこの2,500万円という形になっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

私は、当然操作するのは消防署員ですけども、町内の住民の生命、財産を守っていく上で、やはり金額をつけるところはしっかりと整備というか、オプションしていかなあかんし、その辺については普通の一般車両でしたら大体の値段は分かるんですけど、特殊ですから、艤装によってはいろんな値段も変わってくるでしょうし。

ただ、私もこの三田のテクノパークにある、ここには行かない、この前は何回か通ったことがあって、モリタさんという会社は非常に優秀であろうと、私の認識の中でそう思っていますので、今後うまくこれが活動できるようにしっかりとやっていただきたいと思えます。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

答弁はよろしいですか。

委員（北村 孝議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。ありませんか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

では、副委員長、質疑はございますでしょうか。

委員（今奈良幸子議員）

ないです。

委員長（松井匡仁議員）

ありませんか。では、すみません、私、委員長なんですけれども、質問を1つさせていただきたいと思いますので、副委員長に議事のほうをお願いいたします。

（進行を今奈良副委員長と交代）

副委員長（今奈良幸子議員）

それでは、進行を交代させていただきます。松井委員長、質疑をお願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

すみません、会派からの質問を1つさせていただきたいと思います。

今回のこの車両の件なんですけれども、新しく買ひまして、古くなった車、これ、廃車をするというごさございました。ただ、これ、官公庁オークションなどで公売にかけるつもりはございませんでしょうか。

消防総務課（森田憲久課長）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

森田課長。

消防総務課（森田憲久課長）

本町では、消防車の車両の適切な管理及び処分の通知に従い、完全抹消を行う予定にしております。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。副委員長、ありがとうございました。

副委員長（今奈良幸子議員）

それでは、松井委員長の質疑が終わりましたので、進行を松井委員長に交代いたします。

（進行を松井委員長に戻す）

委員長（松井匡仁議員）

では、これで質疑を終結したいと思います。皆さんよろしいですか。

では、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続いて、討論を行います。討論はございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

これで討論を終結いたします。

続きまして、採決を行います。

お諮りいたします。議案第28号 物品購入契約締結について（CD-1型消防ポンプ自動車整備事業）を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第31号 附属機関に関する条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

議案書の17ページをお願いいたします。議案第31号、附属機関に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。配布いたしております議案第31号、建設課資料1に基づき説明させていただきます。

要旨といたしましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に規定する協議会を設置し、同法第6条第1項に規定する空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項のほか、空き家等に関し必要な措置について調査、審議に関する事項を処理するものでございます。

内容につきましては、忠岡町に存在する危険性の高い空き家等について、忠岡町空家等対策協議会を設置し、構成委員様の意見を踏まえ、特定空家に該当するか否かの判断をいたします。

また、特定空家と認定することにより、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条に基づく助言または指導等を行い、法に基づく指導を行うことにより、所有者に対して早期対策を促すことを目的としております。構成委員といたしましては、町長、建築

士、宅地建物取引士、司法書士、大学教授、弁護士、自治会連合会会長を予定いたしております。

同時に、忠岡町報酬及び費用弁償条例を改正することにより、委員の報酬の額を8,000円と規定するものでございます。

また、議案第31号、建設課資料2に新旧対照表を添付いたしておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今回、空家等対策協議会を設置するということでもありますけども、忠岡では平成29年8月に空き家等対策計画というのをつくられてると思います。で、その中で、これをつくられてから今回設置するまでの間というのは、特定空家の認定というか、そういった件数というのは今まで何件ぐらいございましたでしょうか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

1件ございました。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その1件認定された、特定されたということなんですけども、それに対して忠岡町の対応はどのような形をされましたでしょうか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

まず、庁内検討会を実施させていただき、意見の共有をさせていただきました。そこで、空き家等に該当するか否かの得点というか配点ですね、させていただいて、認定させていただきました。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

では、今回この設置する前に1件あって、その中で庁内の検討会で1件認定されたということなんですけども、その間、今まで多分なかったということだったと思うんですけども、今回、この協議会を設置するに当たって、当初、計画の中でも設置を検討すると書いてあったんですけども、今この時期になぜ設置することになったかと、その目的を教えてくださいたいと思います。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

ただいま町内です、外見、見た目で特定空家に該当するような案件が1件ございます。日に日にやっぱりちょっと老朽化してございまして、通知はさせていただいてるんですけど、一向に改善しないというところで、今回、協議会を設置させていただいて、委員皆様のご意見をお伺いしながら、特定空家に該当するか否かの判断をしていただいて、町長に特定空家に認定していただくというような流れで考えてございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今回、これを設置するというに当たって、今、恐らく1件、それに当たるだろうということで設置するというに当たったんですけども、この対策計画をつくられてから既に4年がちょっと経過されてたので、今回、その1件がいつからそういう古い状況であったかというのをちょっと私も存じ上げてないんですけども、それを今さら、今この時期になってちょっと立ち上げるのは少し遅いかなと思うんです。ほかにも家屋がかなり古くなっているところというのは、結構町内いろいろあると思うんですけども、そういうところも多分住民さんからいろいろ聞かれてると思うんです。やっぱりそれに当たって、もうちょっと早くこういう協議会の場というのを作成する必要があるんじゃないかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

産業まちづくり部（村田健次部長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田健次部長）

議員お示しの件なんでございますけれども、法律上の話になりますと、協議会というの

は特定空家を認定する云々というよりも、法的な、ここにも書いてありますように計画の見直し等々をするに当たり、協議会を設置するというところでございます。我々も当初つくって、計画自体が当初つくったときから年数がたっておりますので、そういった見直し等々についてもこの協議会のご意見を伺ってまいりたいなという思いもございまして、今回設置という形で考えておるといところでございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうですね。ここにももともと協議会の設置という面ではそういうことは書いてました。そしたら、この5年間、多分調査というのは、この計画をつくるときは空き家とかは調査されてるとは思うんですけども、また今回のこの協議会をつくることによって、現在の空き家の状況とか、そういったものの確認というのも含めてされるということによろしいですか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

はい、そのとおりでございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

特定空家を限定しての協議会ではないとは思うんで、これから忠岡町の空き家というのが結構ちらほら見られるので、そういった対策について、今回協議会を開くということで、この対策計画ですかね、その見直しというのも多分今回で5年目になるんですかね。その中間地点ということで、そういうのもあって多分変更とかはあると思うんですけども、これからもね、忠岡町の空き家の、空き家だけじゃないです、当然周りに住んでいる方の住環境とかもありますので、そういったところもきちんと協議会で見ていただいて、適正な空き家の管理をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員、もうこれで答弁はよろしいでしょうか。

では、他に質疑はございますでしょうか。北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、この協議会を設置するに当たって、私は異論はないんです。当然、特定空

家は、これは国のほうで法律が定められてますし、この協議会の中身ですよ。その一般的な空き家も当然それは協議会の中でお話しされるわけで、それを例えば住民から、うちの近所にこんな空き家、あそこにこんな空き家があるんやと、どないかしてくれと、そういう声を上げて、ここで協議されるのか、定期的に職員さんが町内を見回って、これはちょっと置いてたらいいいことないかと、近隣にもいろんな影響も及ぼすなあということで、そういうことで上げて、ここで協議されるのか、この辺どうなんですかね。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

まず、職員自身が空き家を把握するためには、当然住民さんのお声も大事なことやと思っていますので、まず空き家になってるといような情報がございましたら、建設課のほうにご相談いただけたら、それに対して空き家なのかということも含めて調べさせていただくかなと思っています。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

ちょっと漠然としたあれなんですけど、どの辺が基準になるのかよう分からへん。住民の声が基準になって、役所の職員さんが見に行って、これやったら協議するに値するなというところでやりはるのかですけど、結構空き家って多いんですよ。

私、昨日もちょっと町内を歩きましたらね、集合住宅ですわ。骨組みは鉄筋ですけど、やっぱりモルタルとか落ちてますし、周りにやはりごみ、近隣の方かどうか分かりませんが、そうなるおそれがある。私もそこは1回、職員さんに言うて、その所有者に連絡していただいて、片づけしていただいて、きれいになったんですけど、またやっぱり落ちてるんですよ。そういうところの部分、いわゆる近隣の方が不衛生というか、生活上非常に困るような場合ですよ。この場合も、私、これをつくることによって逆にあれもこれもみたいなことになるおそれもあるのかなと、そういう危険性もあるのかなと思いますけど。

私、この空き家については1つ思いがあるんです。前町長のときに、もうはるか何十年前から空き家で、中3丁目と南3丁目と、同じ持ち主です。私、職員の方と、その持ち主が高石にいらっしゃいましてね、所有者が、そこまで通いました。実際、高齢なので、管理はもう不動産屋に任せてるような状況で、その方の住まれるところの不動産屋に行きま

して、管理されるどころ。だけど、なかなか前へ進めてもらえなかった。だけど、お隣で住まわれる方は、自分のところの家もいらえないと。いらうことによって、その家が倒壊するおそれがあるから。非常に警察にも相談された方なんです。だけど、そういったかいもあってですか、何年か前に更地にしていただいて、今はもう分譲、2か所とも分譲になってお住まいされています。

で、近くにある駅上がりのところも、ちょうど前の、駅上がりですよ。左側に集合住宅、あそこも今きれいに分譲されて、されていますけど、この協議会の線引きというんですかね。住民の声を上げていくには十分いいんですけども、ある程度の部分はその場で職員さんが対応されて、だからその線引き、どの程度、だって決まったものはないんでしょう。職員さんの要は見た目で判断して、この協議会に上げはるんでしょう。だから、その部分をね。職員さんが見た分には、別にこんな、ここで協議せられる必要もないと。だけど、近隣の人からしたら、これはぜひやっぱり問題にしてほしいというか、やっぱり危険というか、そういう物件だということ、その辺のところをどう対応されていくのかなと思うんですが、どうなんですか。難しいですかね。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

これ、特定空家に該当するか否かの前に、私ら、これ、空き家になってるというふうな情報がありましたら、当然現地を確認させていただくんですけども、法定外の文書というのを送らせていただいているケースもございます。そこで対策してくれるケースもございますので、何でもかんでもこの協議会に上げていくというものではなくて、その前段階で当然空き家になってるよというようなもので、不衛生な場合とか、そういう場合は、そういう文書を送らせていただいたりはさせていただいていることもございます。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

私の質問が悪いのかどうか分かりませんが、またちょっと違う観点で聞きますね。この14条、資料の14条ですよ、ここに生活環境の保全を図るために必要な措置、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、また著しく衛生上有害となるおそれのある状態の特定空家については、建築物除去、除くとかありますけども、その後の後段にあります生活環境の保全を図るための必要な措置を取ることを勧告す

る。勧告を受けた者は、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置を取らなかった場合には、特に必要とあるときは、その者に対し相当猶予の期限をつけ、その勧告に係る措置をとる、命ずるとありますけど、この猶予期間、当然所有者はあるわけで、その所有者に対して指導するということは、やっぱり危険とか、いろんなそういう環境に影響があるからということで、当然解体して撤去してくださいよというようなところで、お金のかかる話ですわ。解体というのは非常にお金がかかるんですよ。その解体した資材の廃棄なんか特に大きなお金がかかるとも聞いてますし、この辺がお金のかかる話ですから、所有者がその辺の経済的な部分でできないという、いつまでも放っておく場合、町は町長のあれで強制執行されるんでしょう。この辺、そういうふうなあれで解釈したらよろしいんですね。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

認定空家になった場合ですけども、これは当然段階を踏んでいくわけで、いきなり特定空家に認定しましたということで、行政代執行しますというわけではございませんので、当然私らもすぐにこれ、行政代執行するために今回協議会をつくってるものでもございませんし、当然ステップを踏みながら、勧告、指導等々、一定期間を持ちながら進めさせていただこうと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

私、別に反対も何もしてないです。分からんところを聞いてるだけで。今、課長おっしゃったように、特定空家と認定された場合、特定空家というのはちゃんと決まってるでしょう、何度傾いてとか。けど、ただの空き家もこの中で協議されるわけですわ。モルタルが落ちてるとか、建物自体はしっかり建ってるけど、モルタルとか瓦とかいろんなものが落ちてくると。これ、特定空家でないですよん。いつまでもずうっと指導していくわけ。だから、そこにかかってくるのが、要は経済的な理由で所有者がでけへんという場合、この部分はどうしはるんですか。特定空家でもない。

産業まちづくり部（村田健次部長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田健次部長）

議論が、ちょっといろいろまいことお答えできてないんで、もう一度確認なんですけれども、空き家に対してはこれから人口減少社会を迎えておりますんで、かなり空き家というのは増えてくるだろうと思ってます。で、いろいろなケースバイケースがあろうと思います。それで、坂本課長のほうからご説明いただいているのは、今回、我々対処いたしたい空き家がございます。その点について、現実問題としてこういうふうにやっていきたいという具体的な例をもって、我々、先生方のほうにご説明をさせていただいているという状況でございます。

で、議員の先生おっしゃっていただいている部分にはいろいろなケースが含まれておると思います。今回の空き家については、いろいろ種々万別あろうと思いますので、ケースバイケースによって対応していきたいというふうに考えておりますので、一概にこうするんやという部分というのはなかなか難しいかと思っておりますので、ご理解いただければなというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

まあまあ、理解はしてます。ただね、それはそれとして、まず町営住宅自体も空き家で置いてると。この辺の部分については、役所のあれやから、ここはどないしはるの。やっぱりこの協議会に上げはるわけ。苦情が出たら。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

町営住宅につきましては、これは公の建物でございますので、特定空家に認定する、せえへんの判断は、ここで協議するものではないと考えてますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

まあ、そういうことになるんでしょうけど、それは一般的に言うて、うちがこんなになつてる。町営住宅は、あれはつぶれそうなのをあのまま置いといてええんかみたいな話も、恐らく中にはいらっしゃるのかなという、ごねるといひか、そういう人もおるのかなと思ひんですけど、それはそしたら分かりました。

で、本会議場でも私ちょっと質問させてもろうて、村田部長に丁寧に答えていただいたんですが、この建物の下に当然土地があるわけで、昨日も私、それを探りながら町内を歩いたのと違います。ちょっと私用があって行ったんですけど、たまたま通ったところが、後でまたお願いする話ですけども、空き地。私ね、この空き家のこれをつくるんやったら、空き地も一緒にやってほしいんですよ。適正管理ができてないです、これ。草は生え放題、時期的なもので、今刈ったって、またこの梅雨時に雨もやって、栄養も食われて、また伸びてくる。町もそうですよね。ここ刈って、あそこ刈ってと言うたって、いや、時期的なことがあるしということ、時期を見てきれいにさせていただいてる。

この空き地、これ、昨日通ったところ、後でまた相談しますが、草がすごいんです。そういうところになると、やっぱりごみを放られるんです。一般的には、えらい草が伸びてるな、刈ったらええのにとと思うけども、近隣の人にしたら非常に迷惑なんですよね。やっぱり生活を脅かしてますよ。やっぱりそういう生えることによって猫も来れば、ごみもほかされると。当然、虫もわくでしょうし。この辺の適正管理をやっぱりこの空き家と一緒にね、当然ついてるものですから、下に。こどもやっぱりしっかりと取り組んでいってもらいたいなど、こう思うんです。この辺について。すみません。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

空き地の問題、今言うていただけてますけども、この協議会で協議するのは空き家と考えておりますので、空き地に関しては、また主管課がどこになるんかということもございまして、当然町内の検討会ないしそういうものを立ち上げて情報共有しながら、またどういう対処をしていくというようなことは議論していくものやと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

委員（北村 孝議員）

空き地でちょっとそれでしたが、当然上があるから、土地があるもので、そこまでちょっとお話しさせてもろたんですけど、この猶予期限、相当の猶予期限ってどれぐらい考えてはるんですか。近隣の人にしたら一日でも早うやってほしいわけです。処分とか、対策をね。

産業まちづくり部（村田健次部長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田健次部長）

法的な解釈になるんですけども、どこまで行っても、今回個別の案件がございます。今回の案件を、我々見据えて動いてるんですけども、いろいろな権利関係がちょっと複雑な案件でございます、土地と建物の所有者が違うなり、いろいろな複雑な要素が絡み合っております。今回、特定空家ということで認定ができましたらですね、いろいろな法律に従って我々も措置できる幅が増えてまいります。そういった具体的な取り得る策というものも増えてくるというように認定しております。

どうしてもこういうことをすると、すぐにそういう取り壊し、行政代執行なんていうことが頭に浮かぶんですけども、我々、それに行くまでにですね、相当の措置を講じたいと、できる限りのことをしたいと。そこに行き着くまでにできるだけ早くやっていただけるような方策を考えてまいりたいというふうな思いがあって、今回この協議会を立ち上げさせていただいて、委員さんのご意見を頂戴したいというふうに考えておりますので、そこら辺のところでご理解いただければなというふうに考えております。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

これ以上は申しません。私、せっかく立ち上げ、これからの話、やっていく中で、いろんな見直ししていかなあかん部分もあると思います。当然、専門的な方も委員の中に入っていると思いますし、ただ、こういう協議会が立って、こういう空き家について協議されるところがあれば、当然先ほども言いましたけど、解体するのに費用が要するところですね、経済的な問題が出てくる。ということは、言わんとせんところは、町もそれなりに、例えば解体するに当たって幾らかの補助金を出す、こういったことの施策も必要ではないかと思っておりますけど、今後のことですので、その辺も含めてちょっと最後に答弁していただいたらありがたいです。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

ただいま議員申しただいてる補助金等々も検討していかなあかんかなとは思っておりますので、当然、来年以降、補助金が使えるかどうかですね、その辺も検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

委員（北村 孝議員）

委員長、ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。他にご質疑ございますでしょうか。

委員（和田善臣議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

和田委員。

委員（和田善臣議員）

空き家については近年増加していて、この附属機関の空家対策協議会を立ち上げるのが早過ぎるのか遅過ぎるのかということは、これは言えないと思います。ただね、表から見ておって、これは危険やなど分かる建物がありますよね。それは皆さん、近所の方も声を上げてやってくるんですが、隣家で接してる場合、中に入らないと分からないというような危険な箇所もありますよね。

私、3軒ほどこんな相談を受けたことがあるんですが、かなりその建物が、隣の建物が一段地上げしてあってね、高いところに建っておると。傾きも非常に来てると。その傾きのあるほうに、この隣の人の高齢者の方が寝てるんやと、この部屋で。倒れたら、私、ひとたまりもありませんわという相談を受けましたけれども、そういった、例えば外を歩いておって見える、そういう危険な建物、そういったものは案外まだ皆さん騒ぐのでね、片づく。最近では、親族の方がそれを取り壊したという例もありました。本人が経済的な面でようせんで。

そういった空き家対策でもかからないような、そういった隣地同士で危険な箇所がある。そういった場合は、本人、当然相談に来られるでしょうけども、僕らにしたら、これちょっと押したら倒れるんと違うかというような感じのもありましたわ。そんな部分については、これは空き家対策とは関係ないと思うんですけどね、どのようにお考えでしょうかね。

これ、民民のことですのでね、もうなかなか片づかない。5年たっても10年たっても片づかない場合がありますよね。で、そういったところで、要するに通りに面してるところやったら、子どもが通学時に上から瓦が落ちてくるやないかとか言うて騒いで、やっぱりその所有者も見過ごすわけにいかんと、放置するわけにいかんと。ただ、そういった中で、そういう部分があった場合ですね。こういったことも何か行政として取り組まなあかんのじゃないか。立入検査もしてね。そういったことも結構あると思うんです。で、そういったことも今後これについて考えていただきたいと思います。答弁、難しいと思うんでね。ちょっと答弁は結構です。今後考えていってほしいということで。

委員長（松井匡仁議員）

答弁、できますんでしたらお願いしたいんですが、もう後でよろしいですか。個別で。村田部長。

産業まちづくり部（村田健次部長）

先ほどのお話なんですけれども、個別の物件でケースバイケースの対応になってこようと思います。そういったものにつきましては、我々、個別対応させていただきたいということで思っておりますので、具体の情報を提供していただければなというふうに考えておりますので、お願いしたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（松井匡仁議員）

和田委員。

委員（和田善臣議員）

これについても、やっぱり行政として考えといてください、対応の仕方ね。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

附属機関に関する条例の一部改正ですけれども、この忠岡町空家等対策協議会を設置するということになっておりまして、この等ですね、等がついているので、これは何かということをお聞きしたい。何でかというのと、空き家といいますと、民家、そういったことをイメージするんですけれども、高月北のホテルですね。これは場所、課長もご存じだというふうに思っています。台風21号からひどいことになりまして、やっぱり今でもね、上から、そこから閉めちゃったんですけどね、上からやっぱりベニヤ板、薄いのが落ちてきたり、看板落ちてけえへんかなということで、すごい住民の人、心配してるんですね。で、住民の方からも電話がかかってきてると思います。

私も原課のほうへお願ひも行きましたけど、たまに掃除に来てるということで、指導はされていないのかなというふうに思うんですけど、今回これができることによって、そういったホテルですね。そういったものはどうなるんでしょうか、入るんでしょうか。

産業まちづくり部（村田健次部長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田健次部長）

すみません、先ほどの「空家等」という言葉がございましたので、まずそちらのほうからお話をさせていただきたいなと思います。空家等対策の推進に関する特別措置法の中で

定義づけられておりました、この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう、というような形で定義づけられておりますというところのご説明になってはいかがでしょうかと思います。

先ほどの個別のお話をここで言うていいのか、ちょっとよく分からないんですけど、そのこのホテルのお話なんですけども、そちらのほうに対しましては、現在、建築基準法の適用を受けますので、大阪府さんのほうに我々申し入れさせていただいて、そちらのほうでの対策を打っていただいているというところがございますので、そちらのほう、我々この法律に基づくという状況では今ないという形でご答弁させていただきたいということで、お願いいたします。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そういったことも聞いております。建築基準法で適切な管理をしないとイケないと、そういったこともあるということで、府のほうにも言うているというのは聞いてるんですけど、もう大分なりますからね。そのうちに、あそこは子どもさん、通学路になってますので、通るんです。上から物が落ちてきたら大けがします。なので、これはもう早く取りかかってほしいというふうに思うんです。それはちょっといかがでしょうか。せかしてくれてるんやろか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

大阪府とこれ、協議させていただいてるんですけど、あまり催促し過ぎますと、今度また連絡が取れないようになる可能性が結構あるみたいで、大阪府も一定期間を決めて周知というところではしているということはお聞きしておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

連絡をあまり取ると、向こうが返事してこない。それは悪質ですわね。なので、府の考えはそうであるんだろうけども、やっぱり町としてね、子どもさんが通る道ですし、住民も通るので。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員、すみません、失礼ですが、附属機関の一部改正についての案件でございます。個別の高月の案件の質問は。

委員（河野隆子議員）

はい、簡単に終わります。なので、ぜひ見回りもしていただきたいというふうに思います。これはこれで終わります。

あと、さっき町営住宅の話もございました。町営住宅のほうも21号で、大変古くなって危険で、瓦が飛んできたりとかありましたんでね。それは私もお願いに上がったんですが、1年に1回程度で予算が要るから壊していくと、そういったことも聞いています。そこから辺も早くしてほしいと思うんですが、この協議会ですね。助言、指導して、最後に勧告と行って、あと、それでも聞いていただけないときは町長の。これは認定するところではないですよ、この協議会、ちょっともう一度確認ですけど。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

すみません、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

委員（河野隆子議員）

すみません。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません。この協議会ですね。附属機関ですか。附属機関は助言と、または指導を、それで勧告と、だんだん重くなっていくわけですけど、それは全く携わらない。認定だけするということですね。携わらない。ここは空き家の、空き家であるということを認定するだけで、その後は全部町がやるということと、あと行政代執行が、一番最後にきついやつが来るわけですけども、それは町長が判断すると、それでよろしいんですね。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

はい、そのとおりでございます。

産業まちづくり部（村田健次部長）

すみません。

委員長（松井匡仁議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田健次部長）

協議会の役割ということでお尋ねさせていただいたかと思うんですけども、その認定の件なんでございますけれども、正確には協議会自身は、その特定空家に該当するかどうかを判断するというような協議会にさせていただくという形になりますと。で、協議会自身は、先ほど申しましたように策定等に携わっていただくというような法律的な趣旨もございます。その中で自治体的にはそういうような協議をしていただくと、認定する自体は忠岡町が行うという形で、細かいことであれなんかもしれませんが、そういうご理解でお願いしたいと思っております。

委員（河野隆子議員）

委員長、分かりました。最後にします。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

町長が、これは行政代執行に当たると判断される場合もこれから出てくるかもしれませんが、やはり何度も勧告しても言うことを聞いてくれないという方は、なかなかお金も取りづらいというところもあるかというふうに思うんです。ですので、そこまでいかないように忠岡町、努力していただきたいというふうに思います。代執行したら、かなり壊すのにお金も要るし、税金で個人のところをつぶすわけですから、それにいかないように努力していただきたいというふうに思います。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

代執行へ行くまでにいろいろな手段ですね、踏まさせていただきますので、そこで何らかの改善、撤去等々ございましたら、忠岡町としても代執行することがないと思いますので、ご理解よろしくお願いたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、質疑ございますでしょうか。

(な し)

委員長（松井匡仁議員）

副委員長もなしで。では、すみません、私もちょうと、託されました質問がございますので、副委員長のほうに進行を代わらせていただきます。よろしくお願いします。

(進行を今奈良副委員長と交代)

副委員長（今奈良幸子議員）

委員長、質疑をお願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

副委員長、お願いします。

すみません。まず、附属機関のこの会を設置するに当たりまして、構成委員が、町長を初めいろんな方のお名前、入っているんですけども、議会からも選出をすべきではないのかという質問が入っておりますが、いかがでしょうか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

今回の案件につきましては、町の附属機関として専門の委員さんのご意見を承りたいと考えておりますので、また、議員皆様には、また行政指導等がございましたら報告させていただくものと考えておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

松井委員長。

委員（松井匡仁議員）

すみません、もう少し詳しく説明すればよかったです。質問の趣旨といいますのが、これは最終的には予算が関係してくる案件になります。で、この予算のときに補正の予算だけ議会に出してくるという形ではなく、この審議の段階から議員が入ったほうがいいんじゃないかという観点からの質問でございました。よろしくお願いします。

産業まちづくり部（村田健次部長）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田健次部長）

よく町サイド、行政サイドと議会は、車の両輪という形に例えられると思います。協議

会につきましては、行政サイドとしてご判断させていただいて、その都度、課長のほうからも説明させていただいたとおり、議会のほうには町としての例えば命令とか勧告とか、そういう段になる前に議会での報告というのが、行政指導していく場合にはご報告させていただくべきものだというふうに私ども認識しておりますので、そういった予算が要りますというまでにご報告させていただかないということはないのかなというところでご理解いただければなというふうに考えております。よろしくお願いたします。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

松井委員長。

委員（松井匡仁議員）

すみません、先ほど皆さんの質問の中で、ある程度は分かりましたんですけども、これは会議自体、その都度、案件があったら会議を開催するという形の審議会ということで理解してよろしいのでしょうか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

そのとおりでございます。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

松井委員長。

委員（松井匡仁議員）

すみません、あと2点ほどあります。

まず、立入検査につきまして質問をさせていただきます。この特措法に基づく立入調査についてお聞きします。

担当課にお伺いしたところ、既にこれまでも特措法に基づく立入調査はやっているとの説明を受け、その際、「忠岡町は立入権限を与える職員の身分指定や身分証など、行政職員が立入検査をするために必要な規定を何も定めていないのに、行政が立入調査を既にやっているのは非常に疑問に思う」と指摘をさせていただきましたが、その後、担当課の回答が「まだ立入調査はしていません」というふうになっておりますので、改めて議会の場でお聞きいたします。これまで既にこの特措法に基づく空き家等への立入調査はしていただいているのでしょうか、どうなのでしょう、お答えください。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

当然、特措法の中に、第9条のところに、立入検査をするときは5日前までに該当空家の所有者にその旨を通知しなければならない等々ございますので、私ら外、外見からは見させていただいてはいますが、当然中に入っていることはございません。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

副委員長（今奈良幸子議員）

松井委員長。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

では、もう一つ質問がございます。今回、この6月議会で協議会設置のためのこの条例改正案と、その協議会開催に必要な補正予算案が併せて上程されておりますが、特定空家の認定やそのための協議会設置よりも、まず先に立入調査を進め、行政庁として特措法に基づく空家対策業務を職員が行えるように規定整備と、それに必要な予算措置を講ずるのがまず先ではないかと考えます。立入権限を与える職員の身分指定など、特措法に基づく条例制定も今後必要になってくるのではないかと考えます。そのため必要となる経費が今年度当初予算でも、この6月議会の補正予算でもまだ組みまれておりません。順番が逆だと思いますが、いかがでしょうか、併せてお答えください。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

今回の案件につきましては、立入調査をするような案件でもないかなと思ってございますので、予算措置は考えておりませんので、ご理解よろしくお願いいたします。

委員（松井匡仁議員）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

松井委員長。

委員（松井匡仁議員）

ありがとうございます。では質問のほうを終わります。

副委員長（今奈良幸子議員）

委員長の質疑が終わりましたので、進行を松井委員長に交代いたします。

（進行を松井委員長に戻る）

委員長（松井匡仁議員）

では、質疑のほうを打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長、すみません。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

最後に1点だけちょっと確認、確認というか教えてほしいんです。

委員長（松井匡仁議員）

分かりました。河野委員、どうぞ。

委員（河野隆子議員）

ちょっと自分が分からなくて。さっきのホテルのことなんですけど、そっちは府の建築基準法によってということ、府のほうに言うてるということやけど、2階建てのハイツとかで人が住んでたら、もうそっちになるんですね。空き家じゃないものね。人が1人でも住んでたら。で、2階建てのハイツとかで、人がもう全く住んでなくて、老朽化している、これはこっちの空き家のほうになるんですね。ですか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

そのとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

それで、府のほうに言うていただいているのは、それはもうどんどん進めていってほしいんだけど、その私の言うてるホテルは人が、もちろんホテルですから、人、住んでない。その分け方というのが、はっきりちょっと自分で理解できないんですけど、そこだけちょっと最後に説明お願いしたいんです。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員（河野隆子議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

議員言うていただけてますホテルの件ですけども、あれは空き家には該当しないと判断しております。看板にも「コロナのために営業停止中」ということで打ってますので、空き家ではないというふうに認識をしておりますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

委員（河野隆子議員）

すみません。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員、もうこの辺でホテルの件は。

委員（河野隆子議員）

分かりました。紙1枚で空き家でないというのは、ちょっとおかしいかなというふうに思いますので、指導のほう、よろしくお願ひします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

それでは、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論に入ります。討論はございますでしょうか。

まず、反対討論からですが、反対討論ございますでしょうか。

では、討論お願ひいたします。北村委員。

委員（北村 孝委員）

賛成討論させていただきます。

理事者と私らとの、この協議会の認識がちょっと違って、非常に私は重く見てますけども、それほどでもないのかなというところもあります。これまで窓口で対応されていたのがこういった形で、空き家について協議会を設置し前へ進めるということは、私は大きな前進だと思っておりますので、しっかり成果の上がる協議会にさせていただきたいと思っておりますので、この議案については賛成をいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

他に、討論ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

では、これで討論を終結いたします。

続きまして採決を行います。

お諮りします。議案第31号 附属機関に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 (松井匡仁議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

委員長 (松井匡仁議員)

続きまして、議案第33号 忠岡町営葬儀条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

住民課 (大谷貴利課長)

委員長。

委員長 (松井匡仁議員)

大谷課長。

住民課 (大谷貴利課長)

議案書の25ページをお願いいたします。議案第33号、忠岡町営葬儀条例の一部改正について説明させていただきます。

別途お配りの議案第33号、住民課資料をご覧ください。表面が新旧対照表で、裏面が近隣市の火葬料金をまとめた表となっております。

本町は現在、町営葬儀における火葬料は、本町住民のもの、大人の場合2万円としておりまして、本町住民以外の者は1.5倍の3万円となっております。しかしながら、近隣市町において、その格差は3倍から10倍までとまちまちではありますが、隣の泉大津市さんと岸和田市さんの例では、市民の場合2万円で、本町と同額であります。市民以外の者の場合は3倍の6万円となっております。

このように本町はとりわけ格差が低い状況であり、こうしたことから本町以外の者の火葬件数が近年増加している状況にあります。今後も本町の高齢者数の増加による火葬件数の増加も見込まれます。その中における忠岡町住民以外の者の割合も増加するものと思われまますので、近隣との料金の均衡を図るため、本町住民以外の者の火葬料の見直しを図りたく、本条例を改正するものであります。

この改正は、周知期間を見込んで令和4年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上のとおりでございます。どうぞご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長 (松井匡仁議員)

ありがとうございます。説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

二家本委員。

委員 (二家本英生議員)

説明でもあったとおり、本町が住民以外の方の火葬料が比較的安いということで、近隣

市と合わすためにということで、今回こういう形の改正になっていると思うんです。先ほど高齢者の火葬、これから増えてくるであろうというのも、理由も分かります。今、その高齢者って、なかなか忠岡町内にいてる方も多いんですけども、老人ホームとかそういったところで、忠岡町外で住まわれている方も中にはいらっしゃると思います。そういう方が住所を移してなければ大丈夫なんですけども、その住所を老人ホームの先に移していた場合に、身寄りもなく、喪主の方が忠岡町内にいてる場合、どうしても忠岡町内で最期を看取りたいということで、こちらに持ってこられるんですけども、その際にそういうケースだと、今回の場合というのはこの町外扱いになるんでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

今の二家本議員の申しあげている例で申しますと、忠岡町外の扱いとなります。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今までだったら3万円でできたところを、以前町内に住んでたのにもかかわらず、今回こういう規定があって、ちょっと6万円、倍額になってしまうということで、この周りの近隣がどうしてもそういうふうになってしまってるので、それに合わすというのは分かるんですけども、やっぱり地元で最期は看取りたい、特に喪主が忠岡町の場合で、忠岡町の方の場合というのは、やはりなかなかよそで焼いてもらって、よそでお葬式して焼いてもらうというのは結構手間も大変なので、そういったことで、こちらのほうで最期、お葬式を挙げられると思うんですけども、やっぱりそういったところに、そういった住民の方に関しては今回どうしても2倍の費用がかかってしまうということで、それはすごい何か住民にとってはちょっと不利益なところがあるんじゃないかなと思うんですけども、そういったところで何らかの補助的なことというのは検討していただきたいんですけど、その辺はいかがでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

今のところ、そのような考えは特に考えておりませんので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

委員（二家本英生議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今のところということだったんですけど、恐らくこういうケースというのはこれからどんどん増えてくると思います。やっぱりそれに対応していてもいいんじゃないかなと、私はちょっと思いますので、今後そういうことで検討もして、調査も多分必要だと思うんですけども、検討もしていただきたいなと思ってますんで、よろしく願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今回、他市に比べると忠岡町は料金が安いということは分かるんですけども、今回、この値上げですね。増えてきているというのをお聞きして、焼かれる方が増えてきているというのをお聞きしましたけれども、もうちょっと値上げの根拠といいますかね。経費がどれぐらいかかって赤字やとか、そういったことがあればちょっと説明お願いしたいと思います。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

現在、令和3年度の実績からの数字を申し上げますと、お1人焼くに当たりまして約6万円の経費がかかってございます。忠岡町の住民であれば2万円頂きまして、あとの4万円につきましては税金を投入するというふうな、そういう理屈が成り立つと思うんですが、町外の方につきましては、実費相当分ということでの6万円というふうになるかと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

もちろんそうですね。ご遺体を焼くだけでなく、焼くに当たっての人も要りますから、そういった経費で6万円かかるということで、結構かかるんですね。それは分かりました。

ただ、先ほどの二家本議員の質問で、喪主は忠岡町に住んでいて、住民票を置いているんだけれども、親であったりそういった方が他市の施設に入っていると、こういったケースはすごく本町の中でも多いというふうに思うんです。それが丸々、もう一遍確認ですけど、住民以外の6万円になるんですね。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

はい、そのとおりでございます。あくまで住民票ですね。住民登録が忠岡町にされているかされていないか、そこが判断基準でございますので、ご理解のほどお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

その本町の住民扱いのところ、資料を見ると、岸和田の磯上町と、それから吉井町。磯上はお墓の斎場のところ、そういったところをお使いになってる昔からの経緯もあるんですけども、吉井町も入ってるということで、これは忠岡町の住民さんでないし、税金も忠岡町にも入れてくれていないのに住民扱い、ちょっとここは矛盾があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

この点につきましては、これも確認しているところによると過去からの経緯だというふうに私ども聞いておりますので、昔から磯上付近の方についてはもう本町の住民扱いということで、岸和田市さんのほうともそういうふうなお話し合いのもと、そういうふうな取扱いになっているというふうに聞いております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

過去からの経緯ということで、それをずっと引き継いでいくのかというところは、それはこれからも検討が要するというふうに思うんです。

忠岡町の住民票を置いてる喪主が3倍になるというところは、ちょっとね、やはりこれは減免制度なり配慮が要るんじゃないかなというふうに思うんです。1.5倍じゃなくて例えば2倍とかね。そういった減免、そういったことが必要ではないかというふうに思うんですけど、この点については今後ちょっと検討の必要があるのではないのでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

先ほどの経費ですね、経費の面から、それとあと近隣の市町の場合もちょっとそういった特例的な扱いというのは、実際やっているとところはないというふうに聞いております。逆に忠岡町のそういった介護施設とかで、よそ様の方が来られているというふうなことも最近増えてございますし、その逆もございますので、その辺は近隣との兼ね合いという部分もあろうかと思っておりますので、ちょっと今のところ忠岡町だけでそういったふうなことをやっていくというのは、状況的には難しい面もあろうかと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

もう最後にします。

コロナでかなりね、大阪は死亡率が高かったです。平成29年からずっと件数は、これ言うていただけてますので書いてるんですけど、令和元年が25件、令和2年が、他市やね、これね。令和2年が27件、令和3年15件とありますけど、やはりこれはコロナの影響が大きかったのでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

確かに令和元年あたりからちょっと、それまでと比べると伸び幅がかなり、頭1つ出てるような感じの状況でございますので、実際よそ様のほうで亡くなられた方が火葬、葬儀ができないということで、忠岡町に来られたというのも実際多かった事実がございます。なので、これは少なくともコロナの影響によるものだというふうに、こちらのほうは考えてございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません。今、説明いろいろお聞きしまして、経費の面ではやっぱり6万。1体ご遺体を焼くのに1人で6万円ほどかかるということが分かりました。それで、今のところ住民さんは2万円ですから、プラス4万円は税金を投じてると。そこはよかったというふうに思うんです。

ただ、今回のこの上げ幅ですね。1.5倍から3倍ということで、かなり上がっています。しかし、近隣を見ると、そんなに特別高いということもないというふうに分かるんですけど、やはり磯上と吉井町が入っていて、今のお話では近隣で、減免制度も、やっぱり喪主が忠岡町の方で、住民票を置いていて、税金払っているんだから、やっぱり本当は住民扱いにするべきだというふうに思いますよ。でも、それができないというんでしたら、せめてやっぱり減免制度、これはつくっていただきたいというふうに思います。

それで、近隣にいろんな特例はないというふうにおっしゃいましたけど、この磯上、吉井町、これ入れてる特例あるんですから、そこはちょっと今後検討していただきたいというふうに思います。まあ、反対ではないんですけどね。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員、これ、討論ですよ。

委員（河野隆子議員）

討論でしょう。

委員長（松井匡仁議員）

はい、反対討論ですね。

委員（河野隆子議員）

いやいや、賛成討論という。

委員長（松井匡仁議員）

賛成討論ですか。

委員（河野隆子議員）

うん。賛成討論って先に言わなあかんかったですか。でも、今、反対と言いはったんかな。

委員長（松井匡仁議員）

いえ、そういう意味ではなく。

委員（河野隆子議員）

だけど、北村さんも賛成討論。

委員長（松井匡仁議員）

すみません。そういう意味ではなく、最後に反対か賛成か、おっしゃっていただかないと分からないので、すみませんですが。

委員（河野隆子議員）

すみません、申し訳ありません。

委員長（松井匡仁議員）

賛成討論になりますか。

委員（河野隆子議員）

はい、賛成でありますけど、そこのほうはちょっとお願いしたいというふうに思いまして、賛成は賛成です。

委員長（松井匡仁議員）

ちょっと止めようかな。

委員（河野隆子議員）

どうぞ。

委員長（松井匡仁議員）

ちょっとすみません。議事のほうを止めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「午前11時29分」休憩）

委員長（松井匡仁議員）

では、今の討論としては賛成討論でよろしかったですね。じゃあ再開いたします。

（「午前11時30分」再開）

委員長（松井匡仁議員）

他に討論ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

では、討論を終結いたします。

続きまして採決を行います。

お諮りいたします。議案第33号 忠岡町営葬儀条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって議案第33号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、議案第36号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算案（第2号）についてを、本常任委員会に係る部分についてのみ、担当課より説明を求めます。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

議案第36号、令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

なお、総務事業常任委員会に関する事項のみの説明とさせていただきます。

議案書の37ページをご覧ください。第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,499万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億8,323万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

続きまして、第2条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

40ページ、第2表、債務負担行為補正をご覧ください。債務負担行為の追加でございます。事項は集配金業務委託で、期間は令和5年度としており、限度額は99万円とするものでございます。本業務は、会計課と指定金融機関間の現金輸送業務で、本町は毎年10月1日付で当番行が交代することから、現金輸送業務については10月1日からその年

度の残り6か月間、翌4月から9月末までは新年度予算にて6か月間と2回の契約をしておりました。今回の債務負担行為を設定することによって契約期間を1年間とすることができ、契約行為も1回にすることができます。

42ページをご覧ください。歳入で第14款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、総務費国庫補助金で、補正額6,170万3,000円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ほかでございます。第18款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、財政調整基金繰入金で補正額162万2,000円でございます。

次ページにまいりまして、第2目、愛の福祉基金繰入金で、補正額235万2,000円でございます。第6目、公共施設整備基金繰入金で、補正額469万7,000円でございます。第20款、諸収入、第4項第1目、雑入で、補正額250万円はコミュニティ助成事業補助金でございます。

45ページをお願いいたします。歳出で第2款、総務費、第1項、総務管理費、第11目、企画費で、補正額31万2,000円は6月30日から始まるマイナポイント第2弾の申込みなどで、住民課窓口で利用するマイナポータル用端末使用料でございます。

第13目、自治連絡費で、補正額250万円は一般コミュニティ助成事業補助金で、北出自治振興協議会の盆踊りやぐらの新調に対し補助金を交付するもので、財源として一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業コミュニティ助成事業補助金が全額交付されます。第20目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費で、補正額5,474万1,000円は、住居表示台帳電子化事業で245万3,000円、全世帯を対象とした水道基本料金減免事業で3,609万4,000円でございます。

次ページにまいりまして、第3項第1目、戸籍住民基本台帳費で補正額77万1,000円はマイナポイント推進事業に係る人件費の財源更正及び追加で、財源は全額マイナポイント事業費補助金でございます。

次ページにまいりまして、第8款、土木費、第4項、都市計画費、第1目、都市計画総務費で、補正額22万5,000円は空家等対策事業関連経費でございます。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

補正予算の中で45ページです。総務管理費の中の新型コロナの交付金の活用事業ということで、住居表示台帳電子化業務委託料って上がっています。で、補正予算のこの資料の中には説明は書いていただいているんですけども、実際これ、今まで窓口でどれぐらいの

方がこれを利用されてるか。大体でいいんですけど、教えていただきたいんです。いかがでしょうか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

今の二家本議員の窓口での取扱い件数でございますが、直近3年の実績で申し上げますと、令和元年で59件、令和2年で57件、令和3年で67件、これは事務報告のほうに出ておりますので、そちらのほうの数字でございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本議員。

委員（二家本英生議員）

すみません、事務報告、確認してなかったんで申し訳なかったですけども、実際来られてる件数というのが、それぞれ、各年大体60件程度ということで、この予算というのは新型コロナの感染症の対策ということで、メニューとしたら恐らくもともと載ってた分だと思います。それで、今回利用できるからという形でこれを上げたと思うんですけども、やっぱり新型コロナで困ってる方というのは当然いろいろ、たくさんいらっしゃいますので、ちょっと細かなことかもしれません。でも、245万という予算も上げられてますので、やっぱりこういった、窓口に来なくていい、コロナ感染対策になるというのは分かるんですけども、これぐらいの件数、これぐらいの件数と言ったら失礼かもしれませんが、やっぱりもっとほかに使うべきところがあったんじゃないかとはちょっと思ってます。

で、ちょっと、この業務自体が年間少ないということもあるので、またこの予算、例えば小・中学校の感染対策とかでもコロナ対策で予算入れてますので、そういったところのもっと、実際に本当にコロナの対策として必要なところに投ずべきものだったのではないかなという思いがありますけど、その点については、これはどうです、住民課さんに聞かれるよりも、全体としてなので公室長のほうがいいんですかね。ちょっとお願いいたします。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

感染予防対策のコロナ臨時交付金につきまして、各課からご提案をいただいて集約した

というところでございます。必要であるということで原課から上がってきておりますので、そういう部分を含めまして採択をして決定しているというところでございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その各課から、必要だというのは当然ね、それぞれの各課からやっぱりやりたいというのがあるので、分かるんです。分かるんですけど、240万あれば、例えば低所得の方にお金を渡せるとか、あと事業者とかに、困った、売上げ減ってる方に幾らか渡せると思うんです。基本的にやっぱり、今暮らしに困ってる方に対してきちんと手当てをしてあげるのが、本来のコロナの予算の使い方だと思います。

昨年ですかね、庶務管理システムのところでも1,000万ぐらい、これはどうしても必要だからということで、先に使うという話、それを使わせてもらうという話がありました。やっぱりその中でも、そのシステムを今入れるのではなくて、やっぱり住民の困るところに予算を入れると。そのとき副町長もおっしゃってましたけども、もし必要なお金があれば一般財源を使ってコロナ対策していくということもおっしゃってました。そういうこともあるので、やっぱりもうちょっと住民に寄り添った形のコロナの交付金の使い方だとかあったんじゃないかなというのが、ちょっと思ったところであります。そういった点についてはいかがでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

当然、住民さんの困っている方に支援をしていくというふうに考えています。また、住民課のほうはマイナポイントの部分で、人混みが増えてるという状況でございますので、感染対策を避けるという意味で採択を決定しているというところでございますので、よろしくお願いたします。

委員長（松井匡仁議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

この新型コロナウイルスのウイルスの臨時交付金が、3回目になるのかな。3回目でしたかね。間違っていたらまた言ってください。

それで、水道の基本料金の減免ね。これが今度の8月から12月までの5か月分の基本料金、全額免除するというので、これにつきましては、やっぱり全住民がこれによって助かるわけですから、いいと思うんですが、本会議でも是枝議員が質問いたしました。それで、やっぱり上程するのに全て説明はできないという公室長のご答弁だったというふうに思うんですけど、やはり住民の声とか議会の声とか、そういった声を反映させるためにも、事前に十分な協議の場を持っていただきたいというふうに思うんです。なので、これはいいんですけど、進め方とか手法のこと、それはちょっと改善していただきたいというふうに思います。その点が1点ですね。

今度、物価高騰のほうの交付金ですね。これも来るんですね。本来ならこんな物価高騰ですから、物価高騰のときにこの水道基本料金の減免、それに使うのが一番、物価高騰してるんだから、そういったことでやはりここを住民に少しでも助かるようにということ、そっちで使うほうが本来だろうというふうに思うんです。

なので、コロナウイルスの感染症対策で、やはりほかに使うもの、例えばW i - f i もそうですしね。そういったところもコロナウイルスの感染というのも、災害というたら災害ですわね。ですので、やはりW i - f i を設置するとか、そういった中身も変えるというところもできたんじゃないかなというふうに思うんです。

なので、今後は、やはり議員の意見も聞いて集約しているという認識をされておられるようでありませぬけれども、私たちはそうは思っていないので、やはりそういったところは事前にちょっと協議する場を設けていただきたいというふうに思うんです。

一度、3階で、こういったメニューがありますというので、冊子を頂いたというふうに思うんですけど、やはり忠岡町も、これはちょっとこの前は何かやったかな、すみません、ちょっと忘れちゃったけど、3階で説明会がね、町のほうが招集してあったと思います。それはすみません、ちょっと名前は忘れちゃったけど、町がしようと思ったら、私らも集まってくださいということ集められるんで、ぜひそこは今後していただきたいというふうに思います。それについていかがでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

議員おっしゃるとおり、以前、コロナ対策の分でご説明させていただいた、ご意見を頂きたいというところで説明させていただきました。私どもとしてはそれが生きてるというふうに考えておりますので、ぜひご意見を頂ければ施策のほうに反映させていただくとい

うふうに考えております。

次の物価高騰の部分につきましては、7月の17日ですね。実施計画を府のほうに提出しないとイケませんので、時間的にも議員にお集まりいただいて、再度ご検討というのはなかなか難しいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたらちょっと日にちがありませんよね。なので、ちょっと集まるというのは難しいとおっしゃるので。そしたらこれは各議員が、ちょっと要望書なり公室長のところにお持ちさせていただくという形になるんですか。それはいつまでに持っていったらよろしいでしょう。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

もう各課から提案はいただいているところでございます。今後、それを吟味して、どの施策をしていくかということになってくると思ひますので、できましたら、今すぐ期限を切つていいものかちょっと分かりませんが、できれば今週中には頂ければなと思ひますけども、なかなか期限を切つてというのは、この場ではちょっと言いにくいことはあるんですけども、可能な限り早くですね、この場におられない議員さんもいてますので、この場で言つていいのか分かりませんが、可能な限り早く持ってきていただくようにお願ひします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

もう各課から提案、上がつてるといふことで、7月17日ですから、ちょっと日にち、それでも1月はあるんですね。1か月あるけれども、府に出すのはもっと早く出しはるのかな。なので、ちょっと集まるということは難しいところもあると思ひただけけれども、やっぱりこの補正予算を執行するに当たつて進め方ね。手法のこと、それはちょっと7月17日でしたら5月の臨時議会でもちょっとご説明、もう分かつてましたよね、と思ひの

で、分かってなかったかな。5月の臨時議会でも間に合ったんじゃないかなというふうに思います。その点はどうですかね。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

その日程まではちょっと記憶にございません。

委員（河野隆子議員）

はい、最後です。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

分かりました。その物価高騰のところは臨時議会に間に合わなかったのかもしれませんがけれども、この新型コロナのこれね。これはもうやっぱりそのときに説明があつてしかるべきだというふうには思います。

水道料金の基本料金の減免ね。これは中身はいいと思うんですけどね。ほかにしてほしいことがありますので、ちょっと意見を述べさせていただきました。

終わります。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はありますでしょうか。

委員（北村 孝議員）

賛成討論。

委員長（松井匡仁議員）

反対がなければ。反対はございませんか。では賛成討論、お願いいたします。

北村委員。

委員（北村 孝委員）

一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本会議でも1つの質問としてさせていただきました。既に予算が組まれておりまして、これは5月23日に公明党として、地方創生臨時交付金の活用の要望書を提出して、これ

に基づいて水道料金の基本料金が減免になったと確信し、本予算に賛成いたします。

委員長（松井匡仁議員）

他に、討論ございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員（二家本英生議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

同じく一般会計補正予算第2号について、賛成討論で意見を述べさせていただきます。

今回も水道の、先ほどおっしゃられた水道料金の無償化ということも入ってますし、住民に寄り添う形の、新型コロナの交付金を使った対応もされてると思います。その一部ではございますが、やはり先ほど指摘させていただきました住民台帳ですかね。こちらのほうの予算に使ってるということもありますので、やっぱりできれば新型コロナウイルスの交付金の活用については、住民に向けた形の、暮らしを支える形の補正予算であっていただきたいと思います。

あと、先ほど水道料金の基本料減免ということもありますけど、我が党としてもずっと要望書を出させていただいておるところなので、この補正予算については賛成という形で意見を述べさせていただきたいと思います。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、討論ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第36号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算案（第2号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

異議なしと認めます。

よって議案第36号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算案（第2号）は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件について、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きますて案件の、その他案件があるんですが、ちょっとやりますと12時を回ってしまいますが、このまま委員の皆さん、続けさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（松井匡仁議員）

最後まで行かせていただきます。

委員長（松井匡仁議員）

次に案件2 その他案件に入ります。

大阪広域水道企業団最適配置案への対応（統合案の整備）（案）について、担当課より報告を求めます。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

大阪広域水道企業団から、最適配置案への対応案について説明を受けましたので、ご報告いたします。

別にご配布しておりますその他案件、下水道課資料、資料1をご覧ください。

忠岡水道センターにおける今後の配水場整備の考え方につきまして、これまで協議しておりました最適配置案、この案といいますのは北出の第1と第2の配水場を廃止して、岸和田市に新たに設置する配水場から給水するという案になりますが、この案を実施した場合、忠岡町内の給水圧力が現在よりも低下する可能性があることが判明しました。

忠岡町内への安定給水が確保できない以上、この最適配置案を採用することができないため、当初の統合案であります北出第1配水場を耐震化し、北出第2配水場を廃止するという案を実施することとしたいというものでございます。

完成予定年度につきましては、最適配置案の検討に、事業を一時中断しておりましたので、当初統合案の1年遅れの令和9年度の完成を予定しております。資料の左側にはこれまでの経緯、右側には最適配置案を実施した場合の配水状況を記載しておりますので、後ほどご高覧ください。

次に、資料2をお願いいたします。最適配置案の検討により当初の統合案の実施が1年遅れることによる財政状況を確認するため、財政収支見通しを再計算した資料となりま

す。試算の条件ですが、当初の統合案の試算と比較しますと試算期間と料金単価は変更なし、水需要予測と建設事業費、維持管理費は現時点での見直しを行っております。試算の結果、当初の統合案と比べ料金改定時期を約1年遅らせることができる見込みの試算結果となっております。

以上より、配水場を当初の統合案で実施した場合、財政収支見通しも悪化することなく事業が実施できるため、当初の統合案で整備することとしたいと、そういった説明を受けましたので、ご報告させていただきます。

報告は以上です。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。報告は以上でございます。

本案件につきましては報告でございますので、本来は質疑はないんですが、今回につきましてはお答えできる範囲で、それ以外は大阪府水道企業団のほうに申し伝えをするという形で質疑のほうをお受けさせていただきたいと思っておりますので、質疑をお受けさせていただきます。

質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

北出の第1配水場が残るということで、災害があったときにやっぱり残しておかないといけないということは今まで意見でも述べさせてもらってるんですけど、これがなくなると給水圧力が低下する見込みというのはどういったことで。直接来るとやっぱり長いから圧力が低くなるんですかね。そういうことですか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

資料1の右側の下のほうに、小さい字でちょっとあるんですけども、下から3行目からになりますが、「しかし」からになりますけども、現在、岸和田市内の配水系統の切替えに伴い、岸和田市内の圧力分布が変化しているということで、もともとこの統合案は岸和田市の一部と忠岡町に給水する配水場を整備する予定としていましたけれども、その岸和田市内の圧力分布が変化したことによって、忠岡町へ来る圧力が低下する可能性が分かったということで報告を受けております。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

では、ないようですので、質疑のほうを終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

その他、理事者側で何かございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

議員さんのほうで、総務事業、当常任委員会に関することで、他にございますでしょうか。ありませんか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、総務事業常任委員会を閉じます。

閉会に当たり、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

慎重にご審議いただきまして、誠にありがとうございます。その上、皆さんご賛同いただきまして、誠にありがとうございました。

今、コロナ予算とかいろいろな問題、一生懸命職員のほうも考えながらの中で決まったところでございますので、その辺は議員皆様方におかれましてはご理解いただきたいなと思っております。

今度も、またもう一つ出てくるということで、それも慎重に考えながら前へ進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

それとまた、その他案件のほうでは何か企業団のほうでもこういうふうなミスメイクというんですか、こっちが一生懸命考えて残してくれやというような議論をしながら、「いや、残せない」と言うてたのに、結果残るとい、こういうことも、ラッキーなことも起こりますので、その点ちょっとうちもミスのないように頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

本日は誠にありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

これで理事者の方は、ご退席願います。ありがとうございました。

(理事者：退席)

委員長（松井匡仁議員）

では、引き続き、議員間協議を行います。

委員長（松井匡仁議員）

その他、皆様で何かございますでしょうか。

委員（北村 孝委員）

委員長、ごめん。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

聞いたらええ話やけど、皆さんおるんで、1つ1つ今日やりましたやんか。賛成討論も。最終的には今までやったら、最終的に皆さん、何かそこで付託してくれとかあったけど、その1個1個は討論、採決して、最終的に総務事業のほうは終わったから、全体を通しての賛成、反対というのはないわけやな。

議会事務局（柏原憲一局長）

本会議で入っています。

委員（北村 孝委員）

本会議か。そういうことか。ここではそれはないと、委員会ではね。すみません。

委員長（松井匡仁議員）

どうぞ。他にございますか。

(な し)

委員長（松井匡仁議員）

分かりました。ないようですので、以上で議員間協議を閉じます。

委員の皆さん、本日はご苦勞さまでした。ありがとうございました。

(「午後0時00分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和4年6月17日

総務事業常任委員会委員長 松 井 匡 仁

総務事業常任委員会委員 和 田 善 臣